

患者さま・ご家族の皆さま

医師による病状説明等の時間内実施について

当院では、これまでも患者さまに安全で満足のいく治療を受けていただくために、病状や治療方針などの説明やインフォームド・コンセントをできるだけわかりやすく行う努力をしておりますが、一方で厚生労働省が推進する働き方改革について、現在、医師・医療従事者の過重労働が社会問題となり、労働環境の改善が求められています。

そのため、病院全体として医師・医療従事者の業務負担の軽減に向けた取り組みの一つとして、緊急でない患者さまやご家族への病状説明などを、原則 勤務時間内（平日 9：00～17：00）に行うことといたします。

本院から申し出る場合を除いて、患者さま・ご家族のご都合により夜間・休日 における説明を求められてもお断りすることがございますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◆病状説明等の実施時間（原則）： 平日 9：00～17：00
ただし、診療上、緊急を要すると主治医が判断した場合にはこの限りではありません。

令和3年10月
京都医療センター院長